

学校施設のあり方に関する検討（学校施設の整備方針）

学校施設のあり方に関する検討

4つの方向性(一部)			検討事項
多様な教育活動ができる 学習集団の規模の確保	適正規模	小学校：12学級から24学級（1学年あたり2学級から4学級） 中学校：12学級から18学級（1学年あたり4学級から6学級）	再編検討で具体化
	適正配置	小学校：おおむね4km、60分以内 中学校：おおむね6km、60分以内	
新しい時代の学びに対応 した教育環境の整備	連続性のある学びの推進	・小学校及び中学校の再編にあたっては、各々の学校規模を確保した上で、小中一貫教育の推進が図れるよう検討する	
	新たな学びへの対応	・個別最適・協働的な学び、探究的な学びを支える学習形態とそれらに必要な設備・空間を確保する ・ICTを効果的に活用した学びの充実に向けた環境を整備する	① 多目的スペース等 ② 学校図書館 ③ 教具（電子黒板等）
安全・安心、快適に過ごす ことができる施設の整備	学校施設の安全性の確保 と機能性の向上	・学校施設の老朽化対策については、校区の再編時期やコスト等を総合的に勘案し、効果的な整備方法を選択しながら、計画的に進める ・防犯カメラの設置などによる安全性の確保を検討する ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい施設を検討する	④ 防犯カメラの設置場所、目的の明確化 ⑤ ユニバーサルデザイン
	多様なニーズへの支援	・特別支援学級等の体制及び環境整備の充実を図る ・サポートルームの環境整備に引き続き取り組み、こどもたちの心の安定を図ることのできる学校づくりを進める	⑥ 特別支援学級 ⑦ サポートルーム
	児童生徒、教職員が快適 に過ごせる学校施設	・多様な学習活動を展開しやすくするため、施設更新時に教室の面積の見直しを検討する ・職員の業務スペースとして、職場環境の向上を図る ・教室以外の児童生徒の居場所として、多目的スペースやオープンスペースを検討する ・荷物（教材等）の置き場所や机の適正化を検討する	⑧ 普通教室（ロッカー、机の大きさ含む） ⑨ 管理諸室（校長室・職員室・事務室） ⑩ 特別教室 ⑪ 校庭
学校と地域の連携の充実	地域とともにある学校の 推進	・地域の自然、歴史、文化、産業などを「教材」とした学習や、地域で活躍する様々な人々と連携した教育活動を展開し、こどもから大人までが学び合い、学び続けることのできる生涯学習の視点を踏まえた学習環境の充実を図る ・学校運営協議会等の活動拠点となるスペースの充実を図る ・部活動の地域展開による学校施設利用のあり方（施設の利用方法、教職員に負担のかからない施設開放のあり方、利用エリアの分離によるセキュリティの確保等）を含めた様々な課題について検討を進める	⑫ 地域利用スペース
	学校環境の向上に資する 学校施設の複合化の検討	・他施設との複合化も検討する ・他施設と複合化を行う場合には、利用エリアや動線を分け、学校の安全管理に留意する	⑬ 複合施設の配置や動線の考え方 ⑭ 管理運営方法の考え方
	避難施設としての防災機 能強化	・施設更新時に、防災拠点として必要な設備を計画的に整備し、災害時に地域住民が安心して避難できる環境を確保する ・浸水想定区域など地域特性を踏まえ、水害時にも機能する避難所として、安全性と継続性を高める	⑮ 避難所として確保すべき機能 ⑯ 体育館

⑧普通教室

● 普通教室とは

- ・ クラス単位で通常の授業を受ける教室であり、児童生徒が大半の時間を過ごす生活の中心となる場。
- ・ 通常は前面にある黒板と対面する形で机が配置され、教師と児童生徒が向かい合っている。

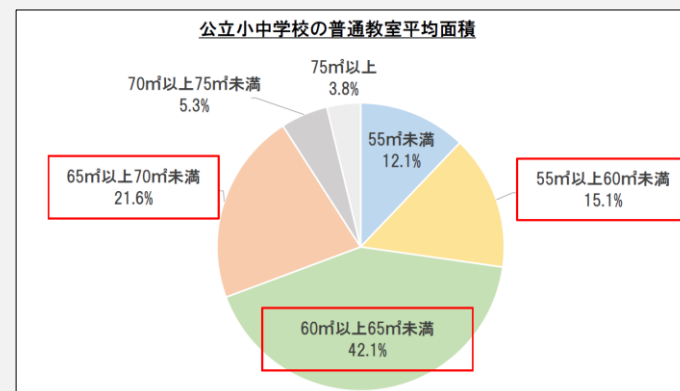


● 現状と課題[面積]

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。
- ・ 本市では、小学校で64.46㎡、中学校で69.11㎡が平均の面積である。
- ・ 近年では、電子黒板や充電保管庫の普及が進み、その分のスペースを確保すると適切な通路幅を確保できない。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒との交流授業を実施するため、あらかじめ必要なスペースを確保する必要がある、その分、教室として利用できる面積は相対的に小さくなる。



- ・ 教材の拡大に伴うランドセルの肥大化、荷物の増加により、既存ロッカーでは収まりきらない。



出典: 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」参考資料

高砂市内の既存教室の基本寸法一覧

	奥行 (m)	開口 (m)	面積 (㎡)	廊下/OS (㎡)
高砂	7.20	9.00	64.80	2.50
荒井	8.00	8.00	64.00	3.00
伊保	7.20	9.00	64.80	2.68
伊保南	7.20	9.00	64.80	2.30
中筋	7.20	9.00	64.80	2.30
曾根	7.20	9.00	64.80	2.50
米田	7.00	9.00	63.00	2.50
米田西	7.20	9.00	64.80	2.30
阿弥陀	8.00	8.00	64.00	2.50
北浜	7.20	9.00	64.80	2.50
高砂	8.24	9.00	74.16	2.38
荒井	7.50	9.00	67.50	2.50
亀山	7.50	9.00	67.50	2.50
松陽	7.50	9.00	67.50	2.50
宝殿	7.33	9.00	65.97	2.40
鹿島	8.00	9.00	72.00	2.50

※奥行・開口ともに壁芯で計測

高砂市立学校の普通教室寸法は、小学校で63.00㎡(米田小学校)～64.80㎡(7校)、中学校で65.97㎡(宝殿中学校)～74.16㎡(高砂中学校)となっている。廊下寸法は、2.30㎡(中筋・米田西小学校)～3.00㎡(荒井小学校)となっている。

● 現状と課題[教室用机]

- ・ 教室用机の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及している。
- ・ 1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用机の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備が必要。



出典: 文部科学省「学校施設整備関連データ・参考資料」

◎旧JIS規格の教室用机における支障の実態

旧JIS規格の教室用机では、ICT端末を活用するには机上が狭く、教科書等の教材を広げられない、ICT端末や教材を落とすなどの支障がある。

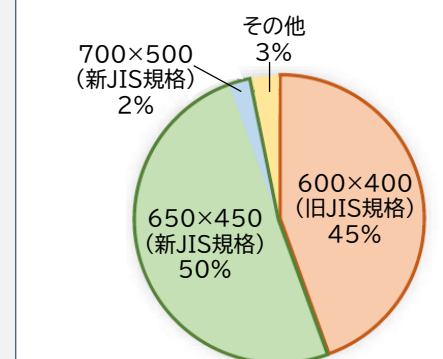
◎新JIS規格の教室用机における課題

新JIS規格の机はより広く、ICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、通路幅が狭くなり机間巡視がしにくい、重くなる、などの課題がある。

- ・ 本市では、新JIS(幅650mm×奥行450mm)を採用している。

小中学校の教室用机の使用状況

旧JIS規格の机(幅600mm×奥行400mm)と新JIS規格の机(幅650mm×奥行450mm等)の使用状況は**概ね半々**



出典: 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」参考資料

● 高砂市の基本的な考え方(案)

- ・ 児童生徒数や学級数の将来推計を踏まえ、必要な普通教室数を確保する。
- ・ 多様な学習活動に対応できるよう、十分な広さを確保した教室空間を整備する。
- ・ 収納スペースは児童生徒が管理しやすい位置に配置し、学習活動の妨げとならないよう計画する。
- ・ ICT機器や掲示スペースを効果的に配置し、多様な学びを支える学習環境を整備する。
- ・ 学級数の変動や学年ごとの学習活動に対応できる柔軟な教室配置とするとともに、家具は安全性や耐久性、可動性を兼ね備えたものを採用する。

⑥特別支援学級

● 特別支援学級とは

- 小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級であり、1学級あたり8名と定められている。

【対象障害種】

弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、言語障害者、情緒障害者・自閉症者

- 普通教室では大人数に対して一斉に授業を行うが、特別支援学級では、一人ひとりの得意・不得意や障害の特性に合わせて、学習内容や進め方を工夫している。



出典:たかさご こどもの発達が気になる保護者応援ハンドブック 令和7年版

● 現状と課題[特別支援学級]

- 障害種別によって部屋が必要であり、一人ひとりのニーズに応じた環境整備をおこなっている。例えば、シャワーや専用トイレ、吸音対策など、公立小中学校での受け入れが決定してから対応しているため、入学までに間に合わない場合がある。
- 通常学級との交流授業を行っているため、普通教室と距離があるところでは移動に課題がある。



● 通級指導とは

- 小学校、中学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

【対象障害種】

弱視者、難聴者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、言語障害者、情緒障害者、自閉症者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者

● 現状と課題[通級指導教室]

- 通級による指導の指導時間は年間35単位時間～280単位時間とされており、本市では、1人あたり週1回の指導としている。
- 外から見えないようにパーテーションを設置したり、高さのある家具で見えないようにしたりするなど配慮が必要である。



● 高砂市の基本的な考え方(案)

(特別支援学級)

- 児童生徒数や障害特性に応じて必要数を整備し、学級数の変動にも柔軟に対応する。
- プレイルーム、準備室、専用トイレ等を一体的に整備する。
- パーテーションや可動式家具等を活用し、個々の状況に応じた学習環境を構築する。
- 通常学級との交流や協働学習を行いやすい配置とする。
- 昇降口やエレベーター付近など利用しやすく動線に配慮した場所に配置する。

(通級指導教室)

- 一時的な個別・小集団指導を行う教室として位置づけ、児童生徒が通いやすい位置に配置する。
- 高い遮音性や落ち着いた環境を確保し、集中して指導を受けられるようにする。
- 指導内容や児童生徒の特性に応じた柔軟な活用が可能な空間とする。

⑦校内サポートルーム

● 校内サポートルームとは

- ・ 学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する多様な学びの場として校内教育支援センターの設置が促進されており、本市では、これを校内サポートルームと名付けている。

● 現状と課題

- ・ 小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人にのぼり、過去最多の状況となっている。(令和5年度)
- ・ 本市では、令和6年度から市内全小中学校に校内サポートルームを設置し、教室に行きづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保に向け、不登校支援員が常駐し、個々のこどもの状況に応じて、多様な学びの場の提供と社会的自立を促すために支援を行っている。
- ・ しかし、新型コロナウイルス感染症拡大期間を経て増加傾向にあり、今後、校内サポートルームのキャパシティが不足する可能性がある。
- ・ 集中して一人で学べるようにパーテーションで仕切った個人スペースや少人数でワークショップができる大きな机、ソファや畳などのリラックスできる空間の確保など、実情に合わせた整備が必要である。



● 高砂市の基本的な考え方(案)

- ・ 教室に行きづらい児童生徒の安心できる居場所として整備する。
- ・ 個人スペースや協働スペース、リラックスできる家具等を設置し、多様な過ごし方に対応する。
- ・ 相談スペースを設け、心理的支援と学習支援を両立する。
- ・ 落ち着いた内装や家具を採用し、安心して過ごせる環境とする。
- ・ 他の児童生徒と交錯しない動線に配慮した場所に配置する。

②学校図書館

● 学校図書館とは

- 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

● 機能・役割

(1)児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能

- 読書センター
児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場
- 学習センター
児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場
- 情報センター
児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場

(2)教員のサポート機能

- 教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられているため、教科書指導のための研究文献や教師向け指導事務所、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったことも重要。

(3)その他の機能

①こどもたちの「居場所」の提供

昼休みや放課後には、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持ったりすることができる場となるため、「心の居場所」としている児童生徒も少なくない。また、放課後はこどもたちが安全・安心に過ごせる場となる。

②家庭・地域における読書活動の支援

地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとの要請も多い。

● 現状と課題

- 学校図書館は、読書活動における利活用に加え、多様な情報資源を活用した主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤であることが期待されており、1人1台端末の活用や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現するための場として、メディアセンターやラーニングコモンズといった整備が多くなっている。

メディアセンター：書籍などの印刷メディアだけでなく、視聴覚メディアも含めて整備し、本来は専門職であるメディアスペシャリストによるサービスを提供する施設。

ラーニングコモンズ：複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めたさまざまな情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。効果的なものとするため、物理的環境(スペース)、情報・ICT環境(リソース)、人的支援(サポート)という3つの要素が必要になる。

- 本市では、全小中学校に図書室を設けているが、書架と閲覧スペースのみであり、電子書籍やオンラインデータベースを扱うスペースやグループ学習等を行うスペースは設けていない。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館時間	小学校	平均7時間	平均7時間	平均7時間
	中学校	平均21分	平均62分	平均68分
利用回数 (1人あたり1か月)	小学校	2.1回	2.6回	2.8回
	中学校	0.15回	0.18回	0.32回
貸出冊数 (1人あたり1か月)	小学校	1.8冊	2.4冊	2.8冊
	中学校	0.14冊	0.14冊	0.18冊



● 高砂市の基本的な考え方(案)

- 読書センター、学習センター、情報センターの機能を備えたラーニングコモンズとして整備する。
- ICT等を活用した探究的な学び、協働的な学び、成果発表など多様な学習活動に対応する学習拠点とする。
- 静かに学べるゾーンと対話や発表を行えるゾーンを一体的に整備する。
- 交流や居場所としても活用できる空間とする。
- 学校の中心に配置し、放課後活動や地域利用も見据えて整備する。

①多目的スペース(オープンスペース・多目的ホール)※ ・多目的教室

※便宜上、「多目的スペース等」と表現する

● 多目的スペースとは

- ・ 一斉指導による学習以外に、チームティーチング(複数教員による協力的指導)による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童生徒の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間。

● 多目的教室とは

- ・ 従来の普通教室や特別教室と同様に扉での仕切りがある部屋で、少人数学習や外国語指導、ランチルームとして使用することができる。
- ・ 指導体制のあり方の見直し等によって、教室が不足する場合でも、普通教室に転用することができる。

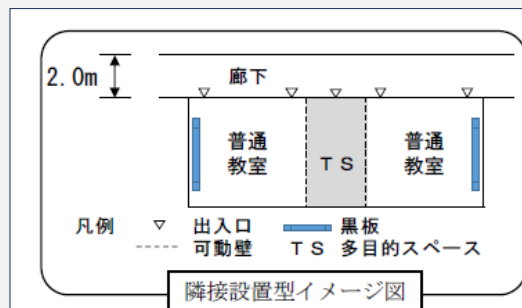
● 現状と課題

- ・ グループワークや異学年交流、プレゼンテーションなど、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として、施設更新時に整備されている事例が多い。
- ・ 多目的スペース等を整備する場合、3つの整備方法がある。

(1)多目的スペース形式(隣接設置型、単独設置型)

①隣接設置型:教室と隣接した位置に整備

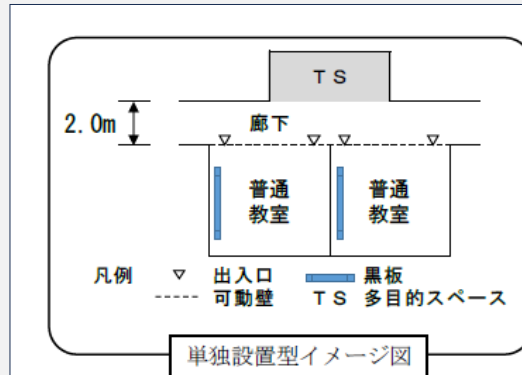
出典:小学校におけるオープンスペース活用のための計画要件
～クラスター型小学校を対象として～東京理科大学垣野研究室



隣接設置型では、多目的スペース側の教室の壁を開放可能な壁とすることにより、教室と一体的な学習空間を整備します。

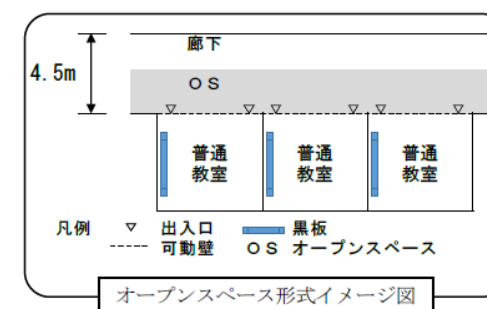
間仕切り壁の位置を変更することにより普通教室へ改修することができます。

②単独設置型(多目的ホール):教室と離れた位置に整備



単独設置型では、廊下を跨いだ配置となることから、児童の成長段階に照らして、利用学年を、中学年以上とする必要があります。

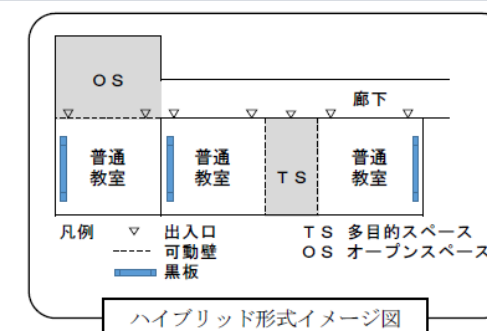
(2)オープンスペース形式



教室前の廊下を拡張し、教室と廊下の間の壁を開放可能なものとするにより、教室と一体的な学習空間を整備する形態です。各教室に専有のスペースを設けられる特徴があります。

当該スペースの活発な利用を促すには、教室とは異なる家具を置くことや、グループで集まることのできる場所を確保することを想定し、廊下を含むオープンスペースの幅を4.5m以上確保する必要があります。

(3)ハイブリッド形式(オープンスペース+多目的スペース)



オープンスペース形式と多目的スペース形式を併設する形態です。

各形式を併設することにより、各条件に合わせて柔軟に対応が可能です。

- ・ どの形式でも具体的な使い方のイメージ共有が必須であることや、教室間の音対策・温熱環境の考慮が必要である。
- ・ 本市では、荒井小学校において教室と廊下の間の壁を可動間仕切りにし、開閉できる仕様になっているため、教室を拡張できる仕組みとなっている。

	多目的スペース等	多目的教室
定義	普通教室と連続した開放的な空間	壁や扉で仕切られた部屋
場所	廊下や教室の隣接エリア	独立した教室内
主な用途	グループ学習、休憩、展示、交流	少人数指導、相談、特別授業
雰囲気	開放的・にぎやか、自由度が高い	閉鎖的・静か、集中できる
転用性	廊下の一部として機能する場合も	普通教室への転用が可能

● 高砂市の基本的な考え方(案)

- ・ 個別学習、協働学習、学年活動、交流など多様な活動に対応するため、学校の規模や配置計画に応じて、オープンスペース、多目的ホール、多目的室などの学習・交流空間を適切に整備する。
- ・ オープンスペースを整備する場合は、十分な広さを確保するとともに、可動式間仕切りや家具配置等により、活動内容に応じて柔軟に空間を構成できるよう整備する。
- ・ 多目的ホールを整備する場合は、集会や協働学習など多様な教育活動に対応できる共用空間として整備する。
- ・ 普通教室周辺には、児童が気持ちを落ち着かせたり安心して過ごしたりできるクールダウンスペースを配置する。
- ・ 多目的室を整備する場合は、児童生徒数の増加や学級編制の変動に対応できるよう、将来的な普通教室への転用を考慮する。

⑨管理諸室(校長室・職員室・事務室)

● 環境改善に向けた動き

- 新しい時代の学びを実現するため、さまざまな教育方法や教育活動が行われている。また、働き方改革による勤務時間の削減やウェルビーイングの向上が求められている。

こうした中、打合せスペースや休憩スペース、十分な執務スペース等といった教職員スペースを充実させ、教職員のスキルアップや教育の質の向上に向けて環境整備を実施している事例もある。

- 教職員スペースに必要な4つの場

①個人作業のための場

効率的に校務を行うために、個人で集中して作業できる場(机面やスペース)が必要である。
個人の領域を構成する要素である収納の確保も重要である。

②協働作業のための場

協働的に教材を作成することや、多様な専門職との連携、教職員間で対話する場が必要。

③リフレッシュの場

休養・休憩ができる場や、ラウンジなど集中力を高める気分転換とケアの場が必要。

④こどもたちとコミュニケーションを取るための場

授業外での学習相談や進路相談など、こどもたちとコミュニケーションを取るための場が必要。



(出典：研究会資料(コクヨ(株)発表資料)を一部編集)

● 現状と課題

- 職員室と校長室が連結していない学校があり、一定の独立性や機密性を確保できる一方で、物理的な距離があることによる日常的なコミュニケーションの減少や情報共有の遅れ、緊急時や迅速な判断が求められる場面での意思決定のスピードの低下などの懸念がある。
- 休憩時間は労働から完全に開放されることを保障される時間であるが、休憩スペースがなくリフレッシュできる環境が少ない。
- 少人数での会議スペースがないため、図書室を活用したり校長室で会議をしたりしている。
- 本市では、校長室、職員室、事務室がそれぞれ設置されているが、職員室と事務室が一体となった校務センターやフリーアドレスを導入して席を固定しないなどの工夫をしている事例がある。

【職員室】



【校長室】



【事務室】



● 高砂市の基本的な考え方(案)

- 管理諸室は学習諸室と連携しやすい位置に集約し、来校者にも対応できる利便性の高い空間として整備する。
- 職員室は児童生徒を見守りやすい位置に配置し、印刷・教材作成スペースやコミュニケーションスペースを一体的に整備する。
- 校長室、事務室、職員室は連携しやすい位置に配置し、来客対応や学校運営の機能性などを確保する。
- 保健室・教育相談室は心身のケアや相談機能を担う空間として、衛生性やプライバシーに配慮した環境を整備する。
- 会議室・倉庫・更衣室・給湯室などは教職員の執務効率と学校運営の利便性を高めるため、必要規模を確保し適切に配置する。